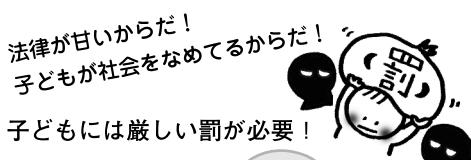


教育基本法、憲法と同じように、「少年法」は一人ひとりの子どもを大切にすることを願って作られました。

ところが、「少年犯罪の増加」などの根拠なき不安があおられる中で、2000年に少年法が改悪され、さらに厳罰化、警察権力の拡大の方向に改悪されようとしています。

子どもはなぜ犯罪に走る？

厳罰化を望む人は



→だから、子どもには厳しい罰が必要！

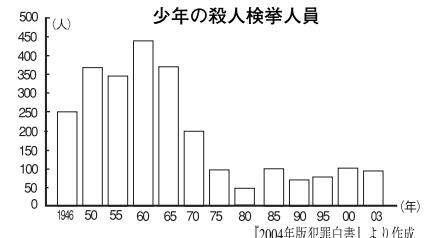
本当にそうでしょうか？

生まれながらの犯罪者はいません。
子どもたちが事件を起こす背景には、虐待や大人による人権侵害、そして社会病理がある
ことがほとんどです。

だから、子どもの犯罪をなくしたいのなら、子どもたちが愛され、大切にされる環境を整える
ことが必要です。

「少年犯罪の凶悪化・低年齢化」はウソ

少年犯罪は長期的にみれば、決して増加も凶悪化も低年齢化もしていません。



なぜ、少年犯罪が増えた、凶悪化したといわれる？

●統計の操作

罪名のつけ方で統計の数値は変わります。
例えば、ひたくなりで相手が転んでケガをした

「強盗致傷」とすれば「凶悪犯罪」
「窃盗 + 傷害」とすれば「凶悪犯罪」ではない

少年法が「改正」された年

●あおるマスコミ報道

事件数が同じでもマスコミ報道件数が増えると、犯罪が増えたように感じます。

少年事件のマスコミ報道件数

91～96年	8～15件
97年	150件
2000年	800件！

神戸児童殺傷事件の起きた年

朝日新聞オンライン記事データベース「開蔵」より作成

少年法改悪の向かう先は？

「脅し」と「不信」の子育て

●保護司の言うことを聞かないと少年院へ！?

「言うことを聞かないと少年院に入れるぞ！」と脅すことで、少年犯罪がなくなるでしょうか？

制裁による強制は、子どもを大人に服従させること。子育ては「調教」ではありません。「不信」から出発する子育ては、子どもたちのさらなる反発を招くでしょう。

●今は児童福祉の対象である小学生も少年院へ？!

警察権力の拡大

●犯罪でもないのに警察が取り調べ？!

小学生や、犯罪に走りそうというだけの子どもを警察が取り調べるようになると——。

冤罪が増加し、子どもたちの育ちが無視されます。警察の発想の根本は「監視・管理」。警察権力の拡大は「見張り社会」への道です。

※「犯罪」とは14歳以上の者が刑罰法令に触れる行為すること



親も子どもも監視される

●犯罪少年の親への強力な指導？! 親が子どもの養育に責任を持つのは当然のこと。

しかし、子育てに不安や孤立感が大きい親を支援するのではなく監視することは親を追いつめ、虐待や管理強化を招きます。

加害者の親を市中引き回し、打ち首に
(鴻池元防災組 03年
長崎児童殺傷事件で)



子どもはつまずきながら成長する

一人ひとりの子どもたちを大切に育てるために、
私たちは次のことを求めます。

●厳罰ではなく、福祉の分野の充実を

子どもたちに必要なのは、厳罰ではなく、福祉・教育の充実です。傷ついた子どもや、つまずいた子どもの育ちを保障するための教育や福祉への予算措置など、十分な対応が必要です。

●親を罰するのではなく、親への支援を

親が安心して、ゆったりと子育てできる環境、条件の整備をすることこそが国の責任です。



世界の流れにも逆行

2000年の「改正」少年法について、国連子どもの権利委員会は、刑事事件として扱う最低年齢の引き下げ、子どもの身柄拘束の延長は、「子どもの権利条約」の精神に反するものだと懸念を示している。
(2004.1.30 最終所見)

